

【記載例2】

《繰越控除1年目》

前年から繰り越された損失額を、令和6年分の所得の黒字から控除しきれる場合（令和6年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がある場合）

- 1 「分離長期譲渡所得」の金額
  - ・ 「収入金額」 7,000,000円
  - ・ 「所得金額」 4,500,000円
- 2 「不動産所得」の金額
  - ・ 「収入金額」 13,000,000円
  - ・ 「所得金額」 6,000,000円
- 3 「給与所得」の金額
  - ・ 「収入金額」 8,000,000円
  - ・ 「所得金額」 6,100,000円
- 4 給与所得に係る「源泉徴収税額」 14,800円（年末調整済）
- 5 「繰越損失額」 △9,450,000円

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され便利です。この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って売買契約書等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

《第一表》

振替控除希望		種類	青色	〇	引出	損失	修正	特長の表示	特長	整理番号	電話	自宅・勤務先・携帯
収入金額等	事業	営業等	区分	⑦						課税される所得金額 (32-33)又は第三表上の③に対する税額又は第三表の⑤	30	000
	事業	農業	区分	⑧						上の③に対する税額又は第三表の⑤	31	484500
	不動産	区分	4	⑨	13000000					配当控除	32	
	配当	給与	区分	⑩						特別徴収・特別徴収税額	33	
	給与	公的年金等	区分	⑪						政党等寄附金等特別控除	34	200000
	雑	業務	区分	⑫						住宅耐震改修特別控除等	35	
	その他	区分	⑬							災害減免額	36	284500
	総合譲渡	短期	区分	⑭						再差引所得税額 (41-42)	37	284500
	長期	区分	⑮							令和6年分特別税額控除 (43-44)	38	60000
	一時	区分	⑯							再々差引所得税額(基準控除控除) (45-46) (赤字のときは0)	39	224500
所得金額等	事業	営業等	区分	⑰						復興特別所得税額 (48×2.1%)	40	4714
	事業	農業	区分	⑱						所得税及び復興特別所得税の額 (49+50)	41	229214
	不動産	区分	⑳		6000000					外国税額控除等	42	
	利子	区分	㉑							源泉徴収税額	43	14800
	配当	区分	㉒							申告納税額 (47-48-49-50)	44	214400
	給与	区分	㉓		6100000					予定納税額 (第1期分・第2期分)	45	
	公的年金等	区分	㉔							第3期分納める税金の税額	46	214400
	雑	業務	区分	㉕						還付される税金	47	
	その他	区分	㉖							修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に二を記載)	48	
	⑦から⑯までの計	区分	㉗							第3期分の税額の増加額	49	00
総合譲渡・一時	区分	㉘							未納付の源泉徴収税額	50		
⑰から㉗までの計	区分	㉙		7150000					本年分で差し引く繰越損失額	51	9450000	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	区分	㉚							平均課税対象金額	52	
	小規模企業共済等掛金控除	区分	㉛							変動・臨時所得金額	53	
	生命保険料控除	区分	㉜							申告期限までに納付する金額	54	00
	地震保険料控除	区分	㉝							延納届出額	55	000
	寡婦・ひとり親控除	区分	㉞									
	勤労学生・障害者控除	区分	㉟									
	配偶者(特別)控除	区分	㊱									
	扶養控除	区分	㊲									
	基礎控除	区分	㊳									
	⑲から㉙までの計	区分	㊴		2590000							
雑損控除	区分	㊵										
医療費控除	区分	㊶										
寄附金控除	区分	㊷										
⑲から㊴までの計	区分	㊸		2590000								

令和6年分特別税額控除（定額減税）の適用がある場合は、「令和6年分特別税額控除」欄の記入漏れのないようご注意ください。

⑬欄から⑲欄までの控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じである場合は、⑬欄から⑲欄までの記載を省略することができます。

申告書第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。

（記載に当たっての留意事項）

申告書第一表の所得金額等「⑲合計」欄は、まず、「措法41の5による繰越損失額」（△9,450,000円）を、「分離長期譲渡所得」の「差引金額」（4,500,000円）から差し引き、次に、その引き切れない金額（△4,950,000円）を、⑰欄から⑲欄、⑲欄及び㉙欄の合計額(12,100,000円)から差し引いた残額(7,150,000円)を記載します。

《第三表》

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">屋号 フリ氏</td> <td style="width:80%;">                 コクゼイ ジロウ                  国税 二郎             </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位は円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="background-color: #90EE90; text-align: center; vertical-align: middle;"><b>収入金額</b></td> <td>短期譲渡</td> <td>一般分 ㉟</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽減分 ㊷</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長期譲渡</td> <td>一般分 ㉞</td> <td style="text-align: center;">7 0 0 0 0 0 0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定分 ㉟</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽減分 ㊸</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般株式等の譲渡 ㊹</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上場株式等の譲渡 ㊺</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上場株式等の配当等 ㊻</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>先物取引 ㊼</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>山林退職</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="background-color: #ADD8E6; text-align: center; vertical-align: middle;"><b>所得金額</b></td> <td>短期譲渡</td> <td>一般分 ㉟</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽減分 ㊷</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長期譲渡</td> <td>一般分 ㉞</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定分 ㉟</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽減分 ㊸</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般株式等の譲渡 ㊹</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上場株式等の譲渡 ㊺</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上場株式等の配当等 ㊻</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>先物取引 ㊼</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>山林退職 ㊽</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="8" style="background-color: #483D8B; color: white; text-align: center; vertical-align: middle;"><b>税金の計算</b></td> <td>⑫ 総合課税の合計額 (申告書第一表の12)</td> <td style="text-align: center;">7 1 5 0 0 0 0</td> </tr> <tr> <td>⑲ 所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の29)</td> <td style="text-align: center;">2 5 9 0 0 0 0</td> </tr> <tr> <td>⑫ 対応分 ㉟</td> <td style="text-align: center;">4 5 6 0 0 0 0</td> </tr> <tr> <td>㉟⑲ 対応分 ㉟</td> <td style="text-align: center;">0 0 0</td> </tr> <tr> <td>㉞⑲ 対応分 ㉟</td> <td style="text-align: center;">0 0 0</td> </tr> <tr> <td>㊸⑲ 対応分 ㉟</td> <td style="text-align: center;">0 0 0</td> </tr> <tr> <td>㊹⑲ 対応分 ㉟</td> <td style="text-align: center;">0 0 0</td> </tr> <tr> <td>㊺⑲ 対応分 ㉟</td> <td style="text-align: center;">0 0 0</td> </tr> </table>	屋号 フリ氏	コクゼイ ジロウ 国税 二郎	<b>収入金額</b>	短期譲渡	一般分 ㉟			軽減分 ㊷		長期譲渡	一般分 ㉞	7 0 0 0 0 0 0		特定分 ㉟			軽減分 ㊸			一般株式等の譲渡 ㊹			上場株式等の譲渡 ㊺			上場株式等の配当等 ㊻			先物取引 ㊼			山林退職		<b>所得金額</b>	短期譲渡	一般分 ㉟			軽減分 ㊷		長期譲渡	一般分 ㉞	0		特定分 ㉟			軽減分 ㊸			一般株式等の譲渡 ㊹			上場株式等の譲渡 ㊺			上場株式等の配当等 ㊻			先物取引 ㊼			山林退職 ㊽		<b>税金の計算</b>	⑫ 総合課税の合計額 (申告書第一表の12)	7 1 5 0 0 0 0	⑲ 所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の29)	2 5 9 0 0 0 0	⑫ 対応分 ㉟	4 5 6 0 0 0 0	㉟⑲ 対応分 ㉟	0 0 0	㉞⑲ 対応分 ㉟	0 0 0	㊸⑲ 対応分 ㉟	0 0 0	㊹⑲ 対応分 ㉟	0 0 0	㊺⑲ 対応分 ㉟	0 0 0	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>⑲ 対応分 ㉟</td> <td style="text-align: center;">4 8 4 5 0 0</td> </tr> <tr> <td>㉟⑲ 対応分 ㉟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉞⑲ 対応分 ㉟</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>㊸⑲ 対応分 ㉟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㊹⑲ 対応分 ㉟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㊺⑲ 対応分 ㉟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㊻⑲ 対応分 ㉟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㊼⑲ 対応分 ㉟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑳から㉛までの合計 (申告書第一表の20に転記)</td> <td style="text-align: center;">4 8 4 5 0 0</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="background-color: #FFC0CB; text-align: center; vertical-align: middle;"><b>その他</b></td> <td>株式等 株主等 配当等 先物取引</td> <td>本年分の㉜、㉝から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額</td> <td>①① ①② ①③ ①④</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本年分の㉞から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額</td> <td>①⑤ ①⑥</td> </tr> </table> <p>○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>所得の生ずる場所</th> <th>必要経費</th> <th>差引金額 (収入金額 - 必要経費)</th> <th>特別控除額</th> </tr> <tr> <td>長期一般</td> <td>〇〇市××町 11-11-9</td> <td style="text-align: center;">2,500,000</td> <td style="text-align: center;">(4,500,000)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">差引金額の合計額 ①①</td> <td style="text-align: center;">4,500,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">特別控除額の合計額 ①②</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額 ①③</td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 退職所得に関する事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>収入金額</th> <th>退職所得控除額</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>短期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定役員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>整理欄</td> <td>A B C</td> <td>申告等年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>D E F</td> <td>通算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得期限</td> <td></td> <td>特別期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td>入力</td> <td>申告区分</td> <td></td> </tr> </table>	⑲ 対応分 ㉟	4 8 4 5 0 0	㉟⑲ 対応分 ㉟		㉞⑲ 対応分 ㉟	0	㊸⑲ 対応分 ㉟		㊹⑲ 対応分 ㉟		㊺⑲ 対応分 ㉟		㊻⑲ 対応分 ㉟		㊼⑲ 対応分 ㉟		⑳から㉛までの合計 (申告書第一表の20に転記)	4 8 4 5 0 0	<b>その他</b>	株式等 株主等 配当等 先物取引	本年分の㉜、㉝から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	①① ①② ①③ ①④		本年分の㉞から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	①⑤ ①⑥	区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額	長期一般	〇〇市××町 11-11-9	2,500,000	(4,500,000)		差引金額の合計額 ①①			4,500,000		特別控除額の合計額 ①②					上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額 ①③		区分	収入金額	退職所得控除額	一般	円	円	短期			特定役員			整理欄	A B C	申告等年月日			D E F	通算		取得期限		特別期間		資産	入力	申告区分	
屋号 フリ氏	コクゼイ ジロウ 国税 二郎																																																																																																																																																												
<b>収入金額</b>	短期譲渡	一般分 ㉟																																																																																																																																																											
		軽減分 ㊷																																																																																																																																																											
	長期譲渡	一般分 ㉞		7 0 0 0 0 0 0																																																																																																																																																									
		特定分 ㉟																																																																																																																																																											
		軽減分 ㊸																																																																																																																																																											
		一般株式等の譲渡 ㊹																																																																																																																																																											
		上場株式等の譲渡 ㊺																																																																																																																																																											
		上場株式等の配当等 ㊻																																																																																																																																																											
		先物取引 ㊼																																																																																																																																																											
		山林退職																																																																																																																																																											
<b>所得金額</b>	短期譲渡	一般分 ㉟																																																																																																																																																											
		軽減分 ㊷																																																																																																																																																											
	長期譲渡	一般分 ㉞	0																																																																																																																																																										
		特定分 ㉟																																																																																																																																																											
		軽減分 ㊸																																																																																																																																																											
		一般株式等の譲渡 ㊹																																																																																																																																																											
		上場株式等の譲渡 ㊺																																																																																																																																																											
		上場株式等の配当等 ㊻																																																																																																																																																											
		先物取引 ㊼																																																																																																																																																											
		山林退職 ㊽																																																																																																																																																											
<b>税金の計算</b>	⑫ 総合課税の合計額 (申告書第一表の12)	7 1 5 0 0 0 0																																																																																																																																																											
	⑲ 所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の29)	2 5 9 0 0 0 0																																																																																																																																																											
	⑫ 対応分 ㉟	4 5 6 0 0 0 0																																																																																																																																																											
	㉟⑲ 対応分 ㉟	0 0 0																																																																																																																																																											
	㉞⑲ 対応分 ㉟	0 0 0																																																																																																																																																											
	㊸⑲ 対応分 ㉟	0 0 0																																																																																																																																																											
	㊹⑲ 対応分 ㉟	0 0 0																																																																																																																																																											
	㊺⑲ 対応分 ㉟	0 0 0																																																																																																																																																											
⑲ 対応分 ㉟	4 8 4 5 0 0																																																																																																																																																												
㉟⑲ 対応分 ㉟																																																																																																																																																													
㉞⑲ 対応分 ㉟	0																																																																																																																																																												
㊸⑲ 対応分 ㉟																																																																																																																																																													
㊹⑲ 対応分 ㉟																																																																																																																																																													
㊺⑲ 対応分 ㉟																																																																																																																																																													
㊻⑲ 対応分 ㉟																																																																																																																																																													
㊼⑲ 対応分 ㉟																																																																																																																																																													
⑳から㉛までの合計 (申告書第一表の20に転記)	4 8 4 5 0 0																																																																																																																																																												
<b>その他</b>	株式等 株主等 配当等 先物取引	本年分の㉜、㉝から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	①① ①② ①③ ①④																																																																																																																																																										
		本年分の㉞から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	①⑤ ①⑥																																																																																																																																																										
	区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額																																																																																																																																																								
	長期一般	〇〇市××町 11-11-9	2,500,000	(4,500,000)																																																																																																																																																									
差引金額の合計額 ①①			4,500,000																																																																																																																																																										
特別控除額の合計額 ①②																																																																																																																																																													
上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額 ①③																																																																																																																																																													
区分	収入金額	退職所得控除額																																																																																																																																																											
一般	円	円																																																																																																																																																											
短期																																																																																																																																																													
特定役員																																																																																																																																																													
整理欄	A B C	申告等年月日																																																																																																																																																											
	D E F	通算																																																																																																																																																											
取得期限		特別期間																																																																																																																																																											
資産	入力	申告区分																																																																																																																																																											

和六年分以降降用) ○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

措法41の5による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法 41 の 5 による繰越損失額を差し引く前の金額(4,500,000 円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(0 円)を記載します。